

## 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

### 1. （取扱店の範囲）

普通預金および利息を付さない旨の約定のある普通預金（無利息型普通預金）（以下「この預金」という。）は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、当組合が定める所定の金額内とします。

### 2. （預金の払戻し）

（1）この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに、または当組合所定の払戻請求書に氏名及び金額を記入のうえ、キャッシュカードとともに提出してください。

（2）前記（1）の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

（3）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。

（4）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

### 3. （利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた手形、小切手、配当金領収証その他の証券の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。無利息型普通預金には、利息はつきません。

以 上

※この他「普通預金・カード預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」をご参照ください。

## 貯蓄預金規定

### 1. (取扱店の範囲)

貯蓄預金（利息を計算するときの基準となる預金残高が30万円のを「Ⅰ型」、10万円のを「Ⅱ型」とし、以下「この預金」という。）は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、当組合が定める所定の金額内とします。

### 2. (預金の払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに、または当組合所定の払戻請求書に氏名及び金額を記入のうえ、キャッシュカードとともに提出してください。

(2) 前記(1)の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

### 3. (払戻回数超過手数料)

(1) Ⅰ型の場合、毎月1日から月末日までの1か月間に5回をこえて払戻しをするときは、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、当組合所定の払戻回数超過手数料をいただきます。

(2) 前記(1)の払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に払戻請求書なしでこの預金口座から自動的に引落します。この場合、払戻回数超過手数料金額と払戻請求金額との合計額が払戻しのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

### 4. (自動支払い等)

この預金口座からは、前記3.の払戻回数超過手数料を除き、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

### 5. (利息)

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた手形、小切手、配当金領収証その他の証券の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について利単位を1円として、後記(2)の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。

(2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」という。）は、Ⅰ型は30万円、Ⅱ型は10万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間

当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」

② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間

当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

以 上

※この他「普通預金・カード預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」をご参照ください。

## 納税準備預金規定

### 1. (預金の目的、預入れ)

納税準備預金（以下「この預金」という。）は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、当店でいつでも預入れができます。

### 2. (預金の払戻し)

(1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができません。ただし、災害その他の事由で、当組合がやむを得ないと認めるときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。

(2) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

(3) 前記(2)の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の金融機関振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。

(5) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。

(6) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

### 3. (利息)

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた手形、小切手、配当金領収証その他の証券の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。

(2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合並びに「普通預金・カード預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」11. (2) および(3)によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。

(3) 前記(1) および(2)の利率は金融情勢に応じて変更します。

(4) この利息には前記(2)の場合を除き所得税はかかりません。

#### 4. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金(以下「納税貯蓄組合預金」という。)である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

(1) 納税貯蓄組合預金は、2. (1)にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。

(2) 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、3.

(2)の場合と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

以 上

※この他「普通預金・カード預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」をご参照ください。

## 通知預金規定

### 1. (預金の支払時期等)

(1) 通知預金（以下「この預金」という。）は、「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」11. (3) および (4) による場合を除き、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

### 2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は100円とします。

以 上

※この他「通知預金・定期預金・積立定期預金・定期積金共通規定」をご参照ください。

## カード預金規定

### 1. (取扱店の範囲)

カード預金（以下「この預金」という。）は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

### 2. (キャッシュカードの発行)

(1) この預金は、キャッシュカード（以下「カード」という。）のみを発行します。

(2) カードは他人に使用されないよう保管し、暗証は他人に知られないようにしてください。

(3) 当組合が、カードの電磁的記録によって、現金自動預入払出兼用機（以下「ATM」という。）または現金自動支払機（以下「CD」という。）の操作の際に使用されたカードを、当組合が交付したものととして処理し、入力した暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうへは、カードまたは暗証につき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合は、この限りではありません。

(4) 当組合の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いした場合にも前記（3）と同様とします。

### 3. (預金の預入れ)

(1) この預金口座へ預入れるときは、ATMを使用してください。ただし、ATMを利用できない手形・小切手・配当金領収証その他の証券は、預入れることができません。

(2) ATMを使用するときは、ATMの画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、現金を投入して操作してください。

(3) ATMによる預入れは、機種により、紙幣および硬貨の取扱種類に制限があります。1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数・金額の範囲内とします。

### 4. (預金の払戻し)

(1) この預金口座から払戻すときは、ATMまたはCDを使用してください。

(2) ATMまたはCDを使用するときは、ATMまたはCDの画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証および金額を入力してください。この場合、払戻請求書は必要ありません。

(3) ATMまたはCDによる払戻しは、機種により、紙幣および硬貨の取扱種類に制限があります。1回あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しも当組合所定の金額の範囲内とします。

(4) ATMまたはCDを使用して払戻しをするときは、払戻請求金額と後記 9. (1) に規定する自動機利用手数料額との合計が払戻可能残高を超えると、その払戻しはできません。

### 5. (預金の自動支払い)

(1) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。

(2) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

#### 6. (振替による振込資金の払戻し)

(1) この預金口座から振込資金を振替えにより払戻して振込むときは、A T Mを使用してください。

(2) A T Mを使用するときは、A T Mの画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証および金額を入力してください。この場合、払戻請求書は必要ありません。

(3) 振込手数料は、振込資金の振替えによる払戻し時に、払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

#### 7. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

(1) 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合は、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。

(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合は、振込依頼人名は本人名義となります。

(3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

#### 8. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当組合所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

#### 9. (自動機利用手数料等)

(1) A T MまたはC Dを使用して預金口座から払戻しをするときは、当組合所定の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」という。）をいただきます。

(2) 自動機利用手数料は、払戻し時に払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

#### 10. (入出金明細票の発行)

(1) この預金は、預入れまたは払戻しされた場合、その事実を証するために入出金明細票を作成することができます。

(2) 入出金明細表を受け取った場合は速やかにその内容を確認し、万一、取引内容に相違がある場合は直ちに当店に申し出てください。

(3) 入出金明細票の記載内容に関する照会は、当該入出金明細票の作成後 6 か月以内に行うものとします。

(4) 入出金明細票は、別途、カード預金専用通帳等に綴り込み保管してください。

(5) 依頼により入出金明細票を当組合所定の時期以外に発行する場合、または再発行する場合には、当組合所定の発行手数料をいただきます。

#### 11. (A T MまたはC Dへの誤入力)

A T MまたはC Dの使用に際しては、誤りのないよう入力してください。万一、金額等の誤入力により損害が発生しても当組合は責任を負いません。

#### 1 2. (A T MまたはC D故障時等の取扱い)

(1) 停電・故障等によりA T Mを利用して預入れができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預入れをすることができます。

(2) 停電・故障等によりA T MまたはC Dを利用して払戻しができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合がA T MまたはC D故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当組合本支店の窓口でカードにより払戻しをすることができます。

(3) 前記(2)による払戻しをするときは、当組合所定の払戻請求書に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(4) 停電・故障等によりA T Mを使用して振込資金の振替えによる振込ができない場合は、窓口営業時間内に限り、前記(2)および(3)によるほか振込依頼書を提出することにより、振込の依頼をすることができます。

以 上

※この他「普通預金・カード預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」をご参照ください。